

市県民税

対象

令和2年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当し、所得税の申告をしていない方

■給与所得者

- ・令和元年（平成31年）中に退職した2カ所以上から給与を受けた
- ・給与以外に所得があった
- ・雑損控除・医療費控除を受けるなど

■公的年金などの受給者

- ・年金以外に所得があった
- ・支払元に扶養控除等申告書を提出していない
- ・社会保険料控除や生命保険料控除などを受けるなど

■営業・農業・不動産・利子・配当などの所得があった方

※所得がなくても、国保の軽減適用などのため申告が必要となる場合があります。申告書が送付された方は、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入して提出してください。

市県民税申告会場での所得税申告

市県民税の申告会場で、所得税申告のうち、次の相談ができます。

- ・給与所得（年末調整をしていない場合など）
- ・公的年金などの雑所得

・医療費控除、寄附金控除など

※事業所得（営業・農業）、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当・住宅ローン控除の初回・贈与税、消費税の相談はできません。

所得税

対象

■給与所得者

- ・給与の年間収入金額が2千万円を超える方
- ・1カ所から給与を受け、給与所得・退職所得以外の各種所得合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受け、年末調整できなかった給与の収入と、給与所得・退職所得以外の各種所得との合計額が20万円を超える方など

■公的年金などの受給者

※公的年金の収入が40万円以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、還付申告ができる場合があります。

■個人の事業・不動産所得者

各種所得合計額が所得控除および配当控除より多い など

■土地・建物などを売却した方

譲渡所得を含む各種所得合計額が所得控除、配当控除より多い など

※相続税の相談をする方は、事前に税務署へお問い合わせください。

事前相談会

とき 2月5日（金）14日（金）

（土曜日を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後4時

※混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ 豊橋税務署 1階申告会場

対象

- ・給与所得者で金融機関などから借入をして新築・中古住宅を取得した方
- ・年金受給者で還付申告をする方

税理士による無料税務相談所

とき 2月17日（水）～3月4日（水）

（土曜日を除く）

午前9時30分～正午、午後1時～4時

ところ 市民体育センター

対象

- ・給与所得者、年金受給者（相談内容が複雑な方は除く）
- ・事業所得、不動産所得のうち、平成30年分の所得金額が300万円以下の方（消費税の課税事業者である場合には、平成29年分の課税売上高が3千万円以下の方）

※譲渡所得、山林所得、贈与税の申告受付・相談は、税務署へお越しください。

確定申告書の作成はインターネットで



国税庁ホームページ内の確定申告書等作成コーナーを利用すれば、簡単に申告書を作成できます。作成した申告書はe-Tax または郵送で税務署（☎ 440-8504）に提出してください。

e-Taxでの提出方法

- ① マイナンバーカード方式
- ② ID・パスワード方式
（事前に税務署で本人確認の上、取得が必要）

問合せ先 作成コーナーに関する質問（☎ 0570-01-5901）、
マイナンバーカード利用の設定（☎ 0120-95-0178）

スマホで確定申告 対象が広がりました

令和2年1月から、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業などの雑所得がある方など、利用できる方の範囲が広がります。

スマホ 確定申告

検索